

11月臨時教育委員会会議録

- 1 日程 平成30年11月19日(月)
- 2 場所 市役所3階 会議室305
- 3 案件
 - 会議録署名委員の指定について
 - (1) 議決事項
 - 議案第15号 藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 4 出席者 教育長
教育委員(教育長職務代理者)
教育委員
教育委員
教育委員
- 5 事務局出席者 教育部長
教育部理事兼次長
教育総務課長
学校教育課課長代理
- 6 市長部局出席者 こども・健康部次長兼保育幼稚園課長
- 7 書記 教育総務課主幹兼総務担当チーフ

午後3時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

会議に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴希望者を募集したところ、本日は希望者がおられませんでしたのでご報告申し上げます。

では教育長よろしくお願いいたします。

○教育長

只今から、臨時教育委員会議をはじめます。

委員の皆様には公私なにかとご多用のところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日の案件は、議決案件で「藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例」案1件でございます。

本日、臨時会議をもたせていただいたのは、幼稚園条例の改正を12月議会に提

案するため、定例教育委員会議の日程では時間的に間に合わないということで臨時に会議をもたせていただきました。

幼稚園条例の改正につきましては、8月の定例教育委員会議で「藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）について承認したことに伴うものでございます。前期計画では教育機関である幼稚園の廃止が内容となっており、市長部局とも協議した結果、法令上、教育機関の廃止は教育委員会の職務権限と定められていることから、教育委員会より幼稚園条例の改正案を提案させていただくことにしたものでございます。

提案理由は後ほど、教育総務課長から行っていただきますが、審議につきましては、8月の定例教育委員会議での前期計画の承認に係る審議内容との重複は避けることとし、統合に伴う手続き上の問題や今後の対応のあり方等を中心に行いたいと思います。その後に、条例案の議決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、委員よろしくお願いたします。

では、議案第15号 藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例案について、教育総務課長、提案理由をよろしくお願いたします。

○教育総務課長

それでは、議案第15号 藤井寺市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の藤井寺市立幼稚園条例の改正につきましては、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）が策定されたことを受けまして、市内公立幼稚園を再編する改正をおこなうものでございます。

新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後の状況となっております。1ページの改正前の第2条中の表は、現在の状況でして、7園の内、太線で囲まれている5園が、前期計画で統廃合される園になります。左側の改正後の欄でお示ししている表が、今回の計画で再編した平成33年4月1日の状況でございます。今回の幼稚園の再編につきましては、前期計画にのっとり、平成31年4月1日から平成33年4月1日まで段階的に再編してまいります。2ページ目をお願いします。2ページの上から平成31年4月1日段階では、改正前の表中にある道明寺幼稚園川北分園が、改正後では無くなることとなります。その下の平成32年4月1日時点では、右側の改正前の欄の太線で囲った部分にある藤井寺南幼稚園野中分園、藤井寺西幼稚園、道明寺東幼稚園が廃園となりますので、左側、改正後の欄では、この3園はなくなります。その次のページが、平成33年4月1日時点で右側の改正前の欄にあります、太線で囲った藤井寺北幼稚園が、廃園となるものです。

以上が、藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）に沿った条例の改正案でございますが、この条例につきましては、本日議決いただけましたら、12月市議会へ上程するものでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。本日は市長部局から、白江こども・健康部次長兼保育幼稚園課長に出席していただいております。よろしくお願いいたします。

では、ただ今の提案にかかわって質疑等あればよろしくお願いいたします。

○委員

10月入園申込の人数から変化はありましたでしょうか。

○保育幼稚園課長

当初の4歳児でございますが、受付期間内では104名の受付がございまして、10月15日付では、藤井寺南幼稚園に1名、道明寺幼稚園1名2名増えているという報告をさせていただいたのですが、その後の状況でございます、藤井寺幼稚園が2名増えまして15名から17名。藤井寺南幼稚園が11名から1名増えまして12名になっております。以上でございます

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますか。

○委員

統合をひかえている幼稚園で少ない園児数になってしまっている藤井寺南幼稚園野中分園と道明寺東幼稚園の園児数はどのようになっていますか。

○保育幼稚園課長

11月現在の時点で、園児数に変化はございません。内訳は、藤井寺南幼稚園野中分園が1名。道明寺東幼稚園が3名となっています。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますか。

○委員

少ない園児数になっている園において、保護者とは話し合われましたか。

○保育幼稚園課長

園長先生及び保育幼稚園課で引き続き話し合っているところでございます。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。まだ話し合いの途中ということですね。他にございますか。

○委員

少ない園児数でも、学級運営や集団教育は大丈夫ですか。

○重尾学校教育課課長代理

集団活動については、基本的に、保育内容に合わせて、年長と年少の合同保育や統合先の園との行事を中心とした交流が考えられます。また、少人数であっても、制作や運動、表現、絵本等の集団活動以外の活動については、担任とともに、学級で行う事が考えられます。教員による子どもの観察、評価、指導等が十分行える等、極端に少ない人数である場合のメリットを活かして、柔軟で、きめ細やかな保育に取り組むことによって、保育の質を担保していきたいと考えております。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますか。

○委員

改正後の幼稚園の園区については、改正はしないのでしょうか。

○教育総務課長

幼稚園の園区につきましては、教育委員会規則で、藤井寺市立小・中学校及び幼稚園の通学区域に関する規則を定めております。本日、幼稚園条例の改正案を議決いただけましたら、12月議会へ上程することとなりますので議会で条例の改正案が可決された場合、1月をめどに、通園区域をさだめております教育委員会規則につきましても、改正を教育委員会会議へお諮りさせていただこうと考えております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にございますか。

○委員

これは意見ということで申し上げます。

今回の統合は基本的に幼稚園の学級人数を増やすための計画です。8月の教育委員会会議でも、幼稚園教育の充実や統合を機会に預かり保育を実施することへの対応で、1学級あたりの定員の見直しや1園あたりの教員定数の見直しについて意見を述べましたが、是非とも本計画の目的が達成できるように、これらの見直しについて、市長部局に強くお願いしてもらいたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。おっしゃるように8月の定例教育委員会でも意見がでていた内容ですので、今後は、こういったことを踏まえて市長部局との協議をすすめていきたいと思っております。他にございませんか

○委員

私も意見として申し上げます。今回の計画は、本市の公共施設再編計画の一環として進められたことや、新教育委員会制度の趣旨も踏まえ、市長部局が中心となってとりまとめていただいたものと思っておりますが、今後、第2次再編に向けて、円滑に、

また効果的に進めることができる様、幼稚園に関する市長部局への補助執行体制のあり方も含め、組織機能を明確にして取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○教育長

ありがとうございました。他にございませんか。ないようですので、本条例案について議決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、本条例案について、提案の通り決定することによろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

異議なしということで、提案の通りとすることに決定します。

それでは、以上をもって、臨時教育委員会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。これをもって、散会といたします。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 3 時 1 4 分